

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年8月21日)

[件 名]

- 令和6年度普通交付税（市町村分）の交付額について
【市町村課】・・・2ページ
- 「ちいわかになろうや！教育プログラム・教材作成研究会」の概要報告
【市町村課】・・・4ページ
- 江府町長選挙におけるオンライン投票立会の結果について
【市町村課】・・・5ページ
- 鳥取県における健全な民主主義の発展に向けた検討会の開催について
【市町村課】・・・6ページ
- 鳥取県立美術館の「ミュージアム・スタート・バス」の取組等について
【美術館】・・・7ページ
- 鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議（第1回）の開催概要について
【産業廃棄物処理施設審査課】・・・8ページ
- ねんりんピックはばたけ鳥取2024に向けた準備・機運醸成について
【ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局】・・・9ページ
- 文化財の県指定等について
【文化財課】・・・10ページ
- 青谷弥生人2体目復顔像の名前決定及び関連行事の実施について
【とっとり弥生の王国推進課】・・・13ページ
- 「とっとり日本遺産フォーラム・麒麟獅子舞フェスタ2024」の開催について
【とっとり弥生の王国推進課】・・・14ページ
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【文化政策課】・・・15ページ

地域社会振興部

令和6年度普通交付税（市町村分）の交付額について

令和6年8月21日
市 町 村 課

7月23日、総務大臣により令和6年度普通交付税の交付額が決定されました。本県における市町村分の交付額等の概要は以下のとおりです。

1 令和6年度普通交付税（市町村分）の交付額の概要

普通交付税の算定において、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は897.7億円となり、前年度（当初算定分）に対して+8.4億円となった。前年度（当初算定分）との比較においては全国値+0.2%に対して本県は+0.9%となった。

<本県の決定額>

（単位：千円、%）

区分	普通交付税額				普通交付税額+臨時財政対策債(※)発行可能額			
	令和6年度 A	令和5年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	令和6年度 E	令和5年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)
市	42,314,104	41,133,394	1,180,710	2.9%	42,992,229	42,555,268	436,961	1.0%
町村	46,635,728	46,073,994	561,734	1.2%	46,777,385	46,374,809	402,576	0.9%
市町村分計	88,949,832	87,207,388	1,742,444	2.0%	89,769,614	88,930,077	839,537	0.9%
(参考)県分	141,480,361	143,126,131	△1,645,770	△1.1%	141,967,300	144,234,514	△2,267,214	△1.6%

※臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するための特例地方債（後年度の普通交付税で全額措置予定）

※令和5年度の数値は当初算定分であり、再算定分は含まない。

2 本県市町村分の主な増減理由

(1) 主な増減理由

○基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）1,576.5億円（+15.7億円）（+1.0%）

[増加要因]

- ・こども子育て費の創設による実質的な増 +9.0億円
- ・包括算定経費の増 +5.0億円

○基準財政収入額 677.7億円（+6.9億円）（+1.0%）

[増減要因]

- ・地方特例交付金（定額減税減収補てん）の増 +17.1億円
- ・森林環境譲与税の増 +1.9億円
- ・市町村民税（所得割）の減 △10.2億円

(2) 増減率の大きい団体 ※臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度と比較

- 岩美町 +3.7%：公債費（過疎対策債）の増、生活保護費の増、包括算定経費の増 等
- 南部町 +3.0%：公債費（合併特例債）の増、包括算定経費の増 等
- 智頭町 +2.2%：公債費（過疎対策債）の増、林野水産行政費の増、包括算定経費の増 等

【参考】県分の交付額の概要

普通交付税の算定において、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は1,420億円となり、前年度（当初算定）に対して△22.7億円となった。

<県分の主な増減理由> ※臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度と比較

○基準財政需要額の減 △5.6億円

個別算定経費の増(+9.9億円)、包括算定経費の増(+9.2億円)、公債費の減(△25.6億円)等

○基準財政収入額の増 +16.6億円

地方特例交付金（定額減税減収補てん）の増(+11.4億円)、特別法人事業譲与税の増(+7.4億円)、法人事業税の増(+4.6億円)、県民税（所得割・均等割）の減(△8.7億円)等

【市町村別普通交付税額】

(単位:千円)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額				(参考)
	令和6年度 A	令和5年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	令和6年度 E	令和5年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)	令和6年度 臨時財政 対策債発 行可能額
県分	141,480,361	143,126,131	△ 1,645,770	△1.1%	141,967,300	144,234,514	△ 2,267,214	△ 1.6%	486,939

鳥取市	22,440,072	21,512,265	927,807	4.3%	22,898,675	22,471,501	427,174	1.9%	458,603
米子市	9,585,524	9,370,234	215,290	2.3%	9,732,133	9,680,174	51,959	0.5%	146,609
倉吉市	7,123,964	7,100,351	23,613	0.3%	7,166,285	7,190,339	△ 24,054	△0.3%	42,321
境港市	3,164,544	3,150,544	14,000	0.4%	3,195,136	3,213,254	△ 18,118	△0.6%	30,592
岩美町	3,271,030	3,141,865	129,165	4.1%	3,281,222	3,162,863	118,359	3.7%	10,192
若桜町	1,964,230	1,960,399	3,831	0.2%	1,968,184	1,968,741	△ 557	0.0%	3,954
智頭町	3,195,874	3,117,221	78,653	2.5%	3,203,478	3,133,261	70,217	2.2%	7,604
八頭町	4,974,016	4,955,948	18,068	0.4%	4,987,867	4,984,461	3,406	0.1%	13,851
三朝町	2,329,901	2,310,809	19,092	0.8%	2,336,112	2,324,734	11,378	0.5%	6,211
湯梨浜町	4,348,345	4,295,380	52,965	1.2%	4,362,385	4,324,255	38,130	0.9%	14,040
琴浦町	4,351,110	4,293,869	57,241	1.3%	4,366,134	4,325,615	40,519	0.9%	15,024
北栄町	3,565,251	3,570,196	△ 4,945	△0.1%	3,577,562	3,596,591	△ 19,029	△0.5%	12,311
日吉津村	783,390	763,733	19,657	2.6%	790,243	779,623	10,620	1.4%	6,853
大山町	4,619,278	4,665,936	△ 46,658	△1.0%	4,633,670	4,697,336	△ 63,666	△1.4%	14,392
南部町	3,261,127	3,154,436	106,691	3.4%	3,270,875	3,174,796	96,079	3.0%	9,748
伯耆町	3,513,310	3,449,248	64,062	1.9%	3,524,694	3,473,139	51,555	1.5%	11,384
日南町	3,011,472	2,948,592	62,880	2.1%	3,018,085	2,962,443	55,642	1.9%	6,613
日野町	1,932,779	1,924,098	8,681	0.5%	1,937,140	1,933,433	3,707	0.2%	4,361
江府町	1,514,615	1,522,264	△ 7,649	△0.5%	1,519,734	1,533,518	△ 13,784	△0.9%	5,119
都市計	42,314,104	41,133,394	1,180,710	2.9%	42,992,229	42,555,268	436,961	1.0%	678,125
町村計	46,635,728	46,073,994	561,734	1.2%	46,777,385	46,374,809	402,576	0.9%	141,657
県計	88,949,832	87,207,388	1,742,444	2.0%	89,769,614	88,930,077	839,537	0.9%	819,782

全国の決定額

(単位:億円)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額				(参考)
	令和6年度 A	令和5年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	令和6年度 E	令和5年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)	令和6年度 臨時財政 対策債発 行可能額
道府県分	92,325	92,089	236	0.3%	94,725	97,400	△ 2,675	△2.7%	2,399
市町村分	83,145	80,506	2,639	3.3%	85,290	85,141	149	0.2%	2,145
計	175,470	172,594	2,875	1.7%	180,015	182,540	△ 2,525	△ 1.4%	4,544

*表示単位未満四捨五入しているため、項目ごとの数値と合計は一致しない。

「ちいわかになろうや！教育プログラム・教材作成研究会」の概要報告

令和6年8月21日
市 町 村 課

小学校、中学校等において主権者教育を推進するための教育プログラム・教材を作成するため、「ちいわかになろうや！教育プログラム・教材作成研究会」を立ち上げ、第1回及び第2回の会議を開催しましたので、その概要を報告します。

※ちいわか…地域とつながり、地域に愛着を持ち、地域のことを我が事ととらえて、積極的に投票
その他政治参加する若者の意

※昨年度開催した「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会」の提言において、選挙権を得る以前の小・中学生の頃からの発達段階に応じた主権者教育の充実や体系的な主権者教育プログラムや鳥取県独自の副教材等を作成が重要とされたことを踏まえて、今年度「民主主義再興に向けた投票所減少防止・政治参加促進事業」の細事業「主権者教育のための教材作成事業」として予算化したもの。

1 研究会の概要

- (1)開催日時:第1回 7月4日(木)13時15分～15時00分
第2回 8月5日(月)15時30分～17時30分

※8月30日(金)に第3回の開催を予定し、合わせて全5回程度の開催を想定している。

- (2)場所:鳥取県庁 議会棟3階 第12会議室

- (3)参加者:

・委員5名

氏名	職名・所属
塩沢 健一 座長	鳥取大学地域学部地域学科(地域創造コース)教授
加藤 博和 副座長	広島経済大学経済学部准教授
坂上 絢臨 委員	めぶきデザイン(Web・グラフィックデザイナー)、R6とっとり若者活躍局
清水 愛結 委員	鳥取大学地域学部4年、R5とっとり若者活躍局
山田 史子 委員	鳥取中央育英高等学校 校長

・専門家ワーキングチームメンバー4名(小中学校長、教諭)

- (4)スケジュール



- (5)実施体制

- ・県(市町村課)及び県教委(小中学校課)と連携して研究会を運営
- ・研究会、ワーキングチーム及び作成委託業者により作成、県及び県教委がサポート
- ・導入段階では年間の学校カリキュラムへの盛り込み等のために県教委が中心となり、各市町村教育委員会、県東中西部教育局及び各学校と調整

2 今後の方向性

- 第2回までの研究会で、以下のとおり教育プログラム・教材を作成・活用する方向となった。
 - ① 各児童・生徒が持つ端末をオンライン投票等に活用する
 - ② 各校において比較的余裕のある夏休み明けから秋頃の時期に教育プログラムを活用した授業を実施する
 - ③ 児童・生徒への教材の説明・導入に当たって動画やアニメーションを使い、分かりやすく伝える
- 今後、具体化に向けて引き続き整理・検討を行っていき、令和7年度から順次各学校での導入を目指す。



江府町長選挙におけるオンライン投票立会の結果について

令和6年8月21日
市 町 村 課

7月19日（金）、江府町において、標記の選挙における期日前投票所でオンライン投票立会を実施しましたので、その概要を報告します。

1 期日前投票所におけるオンライン投票立会の概要

- (1) 日時 令和6年7月19日（金） 8:30～20:00
- (2) 場所 江府町防災・情報センター（江府町江尾）
- (3) 内容
 - ・実施に先立ち、令和6年6月28日にリハーサルを行い、投票所の配置や事務の流れ等を確認した。
 - ・投票所内に投票立会人（現地）を1名、江府町役場会議室にオンライン投票立会人を1名、計2名を配置し実施した。
 - ・オンライン投票立会人は、前半（8:30～14:00）と後半（14:00～20:00）の交替制とした。

【参考】江府町長選挙における期日前投票所

建物内の1箇所に加え、投票所を閉鎖した地区などで移動式（巡回式）の期日前投票所を開設した。

開設場所	開設期間	開設時間
江府町防災・情報センター	7月17日（水）～7月20日（土）	8時30分～20時
移動式期日前投票所	7月18日（木）、7月19日（金）の2日間で町内8箇所を巡回	

※オンライン投票立会は、江府町防災・情報センターで上記(1)の日時のみ実施した。

2 実施結果

- ・オンライン投票立会人と投票所を結ぶパソコンの電源切れ（パソコンをコンセントに繋いでいたが、何らかの原因により電気が供給されない状態になっていたもの）の影響で、約25分間、オンライン投票立会ができなくなる場面があったが、既定の手續に則り、事務従事者の中から投票立会人を1人補充選任し、投票立会人を2人とする事で、瑕疵無く投票立会を実施した。
（なお、この間に投票に来た選挙人はいなかった。）
- ・今回の実施結果を受け、関係者間で共有していたオンライン投票立会マニュアルに、機器の利用上の注意点や問題発生時の対応に係る記載を追記するなど、より使いやすいものにバージョンアップすることとした。



3 オンライン投票立会人及び選挙人（投票した人）の声

◇オンライン投票立会人

画面越しでも投票所の雰囲気を感じることができた。離れているから疎外感を感じるとか不安は特になく、普及していけば良いと思った。

◇選挙人（投票した人）

カメラ越しに見られていることも気にならず、いつもどおり投票できた。高齢化で、投票立会人を務めることは大変。オンライン投票立会を進めていったら良い。

4 今後の予定

- ・オンライン投票立会マニュアルを改定し、HP掲載等により、県内外の自治体に共有し、全国への普及を図り、投票立会人不足の解消及び投票所の維持に繋げる。
- ・本年10月に執行予定の南部町長選挙及び南部町議会議員一般選挙でのオンライン投票立会の導入を予定していることから、引き続き調整を進める。

鳥取県における健全な民主主義の発展に向けた検討会の開催について

令和6年8月21日
市 町 村 課

鳥取県における選挙が適正に行われること、また、投票環境の向上や主権者教育の更なる取組を進めていくための方策について、有識者からの意見を徴することを目的に、標記の検討会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 日時・場所等

(1) 日時・場所 8月16日(金) 15:00～17:00 県庁議会棟3階 特別会議室

(2) 出席者

- ア 有識者(昨年度開催した投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会の委員(山下美代子氏は欠席))
谷口 尚子 氏(慶應義塾大学法学部政治学科教授) 河村 和徳 氏(東北大学大学院情報科学研究科准教授)
小島 勇人 氏(一般社団法人選挙制度実務研究会理事長) 井上 昌之 氏(株式会社新日本海新聞社編集制作局長)
山田 史子 氏(鳥取中央育英高等学校校長)
- イ 鳥取県 平井知事

2 内容

以下の3つの議題について、本県の状況等を説明の上、有識者から御意見をいただいた。

(1) 鳥取県における健全な民主主義の発展に向けた方策

他の自治体で起きたポスター掲示場や選挙の自由妨害の問題等につき、下記4点の観点を中心に、選挙の公明・適正、国民の選挙への信頼を確保するための方策等の御意見をいただいた。

- ① 選挙制度の営利目的に濫用するなど法の趣旨に反する不適切な行為への対処について
- ② 選挙運動用ポスターでないポスターを掲示すると明示している者等への対処について
- ③ 選挙運動で経済的利益を得た場合の取扱いについて
- ④ 選挙時に急迫不正の侵害行為が行われている時の対処について

<有識者意見>

- ・表現の自由を逆手に取り、何でもありになると、選挙自体への不信感を増長させる。
- ・選挙運動用ポスターしか掲示できないことは自明の理だが、それが候補者側にきちんと徹底できてない。そのことを理解した上で掲示場を利用してくださいということを明示すべき。選挙運動用ポスターの記載は、あくまでも選挙運動の範囲内で制限がないということである。
- ・公選法の運用・解釈を理解してもらうためには、条例化も手段としてあり。
- ・選挙妨害に関し、他の自治体で、警察や選挙管理委員会がバラバラに対応して状況が見受けられた。関係機関が連携を密にするということを明確にしていくべき。

(2) オンライン投票立会の取組状況・マニュアル整備

取組状況及びマニュアル整備について説明し、有識者から御意見をいただいた。

<有識者意見>

- ・江府町で通信途絶もあったが、そういったことがあってもオンライン投票立会ができることを示せたのはよかった。
- ・マニュアルには、当たり前の方が書かれていることも大事である。
- ・市町村選管からのフィードバックも必要である。

(3) 「ちいわかになろうや!教育プログラム・教材作成研究会」の取組状況

小中学生等に向けた主権者教育のための教育プログラム・教材を研究する標記研究会の検討状況を報告し、有識者から御意見をいただいた。

<有識者意見>

- ・主権者教育では、守っていくことの大変さを含め、民主主義を理解することが重要である。
- ・主権者教育を受ける側の児童・生徒の話を聞きながら、進めていくべき。

3 今後の予定

有識者からの意見を参考に、条例制定等の対応の検討、投票立会マニュアルの策定・普及、主権者教育のための教育プログラム作成等を進める。

鳥取県立美術館の「ミュージアム・スタート・バス」の取組等について

令和6年8月21日
美 術 館

県立美術館では、児童・生徒をはじめとしたすべての人たちの「アートを通じた学び」を支援する研究室「Art Learning Lab.(A.L.L.)」のプログラムのひとつとして、「ミュージアム・スタート・バス」により全県の小学4年生を対象に県立美術館へバス招待します。

今年度、県立博物館の美術企画展で行った試行事業と開館後の円滑な全県展開に向けたスケジュール等について報告します。

1 ミュージアム・スタート・バス(美術館体験プログラムへのバス招待事業)について

(1)今年度のミュージアム・スタート・バス(試行)の実施状況

招待した小学4年生が展示室で充実した時間を過ごせるよう、スタッフが案内役となり、「対話鑑賞」や作品解説を交えながら作品鑑賞を行います。

今年度も県立博物館でその試行を行い、県内から11校311名が企画展「アートってなに？」に来館して鑑賞活動を行いました。



◆来館校一覧(7月1日～12日)

青谷小、浦安小、溝口小、二部小、明倫小、外江小、岩美西小、明德小、八東小、西伯小、成美小

◆引率教員の事後アンケートより

- ・鑑賞すればするほど子ども達が想像力をふくらませ、口々に感想をつぶやいていた。あっという間に感じるほどとても楽しかったようだ。もう一度、改めて行きたいという子どもたちが多かった。
- ・友達と対話しながらの活動は貴重な体験だった。学校に戻ってから疑問に思ったことを自ら調べていた。
- ・子どもたちの「アート」への常識がくつつがえり、今後の製作やものの見方が自由になりそうだと感じた。五感を使って考えようとする姿が見られた。



(2)開館年に向けた今後のスケジュール

9～10月の各郡市小学校長会にて、各学校の年間行事予定の中に組み込んでいただくようお願いするとともに、予約申込みの方法等について説明します。

また、美術館での活動イメージを持ってもらい、先生方に安心して来館してもらえるよう動画を作成中で、9月には教職員専用ウェブサイト「とっとり『学びの部屋』」にアップします。

(令和7年度前期(4月～9月)分: 11月 学校へ通知、12月 予約受付、1～2月 日程調整・バス手配)

(令和7年度後期(10月～3月)分: 令和7年7月 予約受付、8～9月 日程調整・バス手配)

2 朝鑑賞の取組状況について

週1回、朝の10分間を使い、絵画等のアート作品を媒介に教師と児童・生徒が対話をする「朝鑑賞」活動について、昨年12月にシンポジウムを開催して以降、少しずつ県内で関心が高まっています。

夏休み中には、鴨川中学校や奥大山江府学園から依頼を受け、職員研修を実施しました。今年度秋頃、第2回目の朝鑑賞シンポジウムを開催する計画です。



8月1日 鴨川中学校職員研修

◆実践及び研修等の依頼を受けた学校

浦安小学校、鴨川中学校、奥大山江府学園、青谷高等学校、岩美高等学校

鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議（第1回）の開催概要について

令和6年8月21日
産業廃棄物処理施設審査課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく（公財）鳥取県環境管理事業センターからの淀江産業廃棄物管理型最終処分場設置許可申請に係る鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議（以下「審査専門委員会議」という。）の開催概要について報告する。

1 審査専門委員会議（第1回）の概要

- (1) 日時 令和6年7月19日（金）午後1時30分～3時30分（※午前中に現地視察を実施）
- (2) 出席委員 山田座長（廃棄物の処理）、中田委員（大気質・悪臭）、グイエンツラン委員（騒音・振動）、島田委員（水質）、乾委員（地下水）、小野委員（最終処分場の構造）、深田委員（経理的基礎）（遠藤委員（最終処分場の構造）は欠席。事前に確認事項を提出）
- (3) 場所 県立武道館2階会議室（米子市両三柳）
- (4) 会議の概要

第1回会議では、申請に係る事業内容を理解いただくため、事業予定地や周辺環境を確認いただいた後、県から設置許可基準を、申請者から事業内容を説明し、各委員からの質疑に対し回答を行った。

<主な質疑応答等>

- ・施設の構造と維持管理は一体化されて処分場の健全性が保たれていくことになる。
- ・処分場の水位を低く保つことは維持管理の基本である。排水の考え方を伺いたい。
⇒排水は県の指針に基づき、一般的なやり方を設定し、集排水管の太さは発生する浸出水量等を考慮し、集水できる太さを設定している。
- ・集水ピットでのカルシウムスケール（※）形成による排水能力の低下は、設計上考慮しているか。
（欠席委員からの確認事項） *溶存物質が固体となって配管内等に析出し、付着
⇒集水ピットはメンテナンス可能と考えるが、趣旨を確認し後日回答する。
- ・地下水の揚圧力がかかたり、粘性土層によって地下水が集まりにくかったりということが考えられるが、地下水の集排水管の配置は、うまく集水されるよう考慮して設計しているのか。
⇒集排水管は、基準どおり配置して地下水が集まるよう考えている。
- ・集排水管や遮水シートは、地震による多少の地盤の変形に対応可能か。
⇒集排水管は、フレキシブル継手により地盤の動きに追従可能であり、遮水シートもある程度の伸縮性があり、地震により破れることはないと考えている。
- ・計画水質は腐敗性廃棄物の割合により決められていると思うが、腐敗性廃棄物の割合はどの程度のコントロールを考えているのか。
⇒腐敗性廃棄物は、1か所に埋め立てるのではなく、他の無機性の廃棄物と混ぜながら一定の割合以下で埋め立て、埋立管理において集中しないよう対応する。
- ・騒音、振動の基準は、今後厳しくなる可能性があるが、どのような対策が考えられるか。
⇒防音壁の追加や、より低騒音型の機械の導入などが考えられる。
- ・大気質のモニタリングは、計画されていないのか。
⇒住民との約束で、周辺環境モニタリングとして降下ばいじんの測定を考えている。

2 申請書の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和6年7月5日（金）～8月5日（月） ※1月間
- (2) 縦覧場所 15箇所（米子市役所、県西部総合事務所、各公民館等）

3 利害関係者からの意見提出、米子市長からの意見聴取

- (1) 利害関係者からの意見提出期間 令和6年7月5日（金）～8月19日（金）
- (2) 米子市長からの意見提出期限 令和6年8月26日（月）

4 今後の対応

- ・第2回会議までに、米子市長及び利害関係者からの意見を提示するとともに、各審査専門委員から個別に申請内容への意見聴取を行う。
- ・第2回会議では、個別に聴取した意見を確認いただき、必要に応じて追加の意見聴取等を行う。

<参考>審査の流れ

- ①書類審査
- ②告示・縦覧（1月間）
- ③利害関係者の生活環境保全上の意見提出（縦覧期間後2週間まで）・米子市長からの意見聴取
- ④専門的知識を有する者からの意見聴取
- ⑤許可の可否判断

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 に向けた準備・機運醸成について

令和6年8月21日
ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 実施本部事務局

本年10月に開催される「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」(以下「大会」という。)に向けた準備及び機運醸成の取組について報告する。

1 大会機運醸成に向けた取組

■大会100日前イベント

大会開催まで約100日前の節目となる7月11日(木)に、鳥取駅等で開催機運醸成イベントを実施したほか、JR 主要駅、空港、及び県内コンビニエンスストアにてねんりんピック装飾を同日から一斉に施した。

【概要】

① 大会100日前イベント

- 日時: 令和6年7月11日(木) 午後5時～午後6時30分
場所: 鳥取駅北口けやき広場、鳥取駅構内
内容: ・日進小学校放課後児童クラブ児童によるオリジナルダンス披露
・大会応援メッセージパネル披露、記念撮影、等



② ねんりんピック装飾

- 鳥取駅＝歓迎ボード設置(北口けやき広場)、改札ロステッカー
倉吉駅＝駅舎通路窓ガラスステッカー
米子駅＝壁面装飾(北口観光案内書横、南口エスカレーター下)
鳥取砂丘コナン空港＝1階出入口周辺柱及びガラス装飾
米子鬼太郎空港＝シャッター広告、搭乗橋ステッカー



■(株)セブーン・イレブン・ジャパンとの連携事業

8月8日(木)に、本県と包括連携に関する協定を締結している(株)セブーン・イレブン・ジャパンと連携し、開催機運醸成事業「とつりの子どもたちの笑顔をつなぐリレープロジェクト」を実施した。県内の児童養護施設の子どもたちが、大会出場選手への応援の気持ちを込めて「あおやかみじろう」の塗り絵を作成・贈呈し、セブーン・イレブン・ジャパン社取扱製品(アイス・飲料)を寄贈したほか、施設の職員がメッセージを記入した「たすき」を笑顔をつないだ証として各施設をリレー方式でつなぎ、県庁まで届けた。



■ねんりん e スポーツ day

ねんりんピック初開催となった e スポーツの普及・推進と、開催機運の更なる醸成を図るため、8月10日(土)に2か月前イベント「ねんりん e スポーツ day」を開催した。会場には多くの地元業者も出店し、多くの家族連れ等が訪れる等、終日賑わい、大会の認知度向上や盛り上げにつながった。

【概要】

- 日時: 令和6年8月10日(土) 午前10時～午後3時30分
場所: 境港市民交流センター(みなとテラス)
内容: ・ねんりんピック実施種目「太鼓の達人」の個人戦、団体戦
・B1 リーグ鳥根スサノオマジック選手と団体戦チームとの直接対決、及び来場者との交流イベント等



2 協賛企業への感謝状贈呈

県内の企業や団体より大会協賛金等をご提供いただいたことを受け、県大会実行委員会から協賛各社へ感謝状を贈呈した。

■公益財団法人ミズノスポーツ振興財団(協賛金額: 200万円)

- 日時: 令和6年7月25日(木) 午後1時～午後1時15分 場所: 県庁第2応接室
出席者: (公財)ミズノスポーツ振興財団 事務局長 藁澤 智之(わらさわ ともゆき)氏
ミズノ(株)中国支社・四国支社 支社長 野田 尚志(のだ ひさし)氏
ミズノ(株)中国支社 柳田 浩史(やなだ ひろふみ)氏



このほか、下記協賛企業・団体へも感謝状を贈呈した。(協賛金額50万円以上のものを記載)

(有)海老田金属、サントリープロダクツ(株)、中国電力(株)、FDK(株)、(株)チュウブ、(株)ウミライ、マルサンアイ(株)

3 その他

総合開会式・閉会式や、音楽文化祭等大会イベントの一般観覧者を募集しているほか、開催1か月前イベントとして実施する「クリーンアップ大作戦」(9月14日(土)東部・中部・西部同時開催)への参加者を募集している。詳細は添付チラシをご参照ください。

文化財の県指定等について

令和6年8月21日
文化財課

令和6年8月13日(火)、鳥取県文化財保護審議会(会長：齋理恵子 専修大学教授)は、下記の文化財を、鳥取県保護文化財に指定するよう知事に答申しました。

記

文化財の名称	安楽寺 (あんらくじ)
文化財の分野	保護文化財 (建造物)
所在地	湯梨浜町
員数	3棟 (本堂、山門、鐘楼) 土地 1765.3 m ² 経蔵、水屋、北西塀、石垣含む
指定基準	保護文化財(建造物の部) (1) 意匠的に優秀なもの (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの
答申の概要	<p>安楽寺は山号を青柳山と号する真宗大谷派の寺院で、鳥取県中部の東伯郡湯梨浜町大字宇野に位置する。本堂は、文化2年(1805)の棟札写しと、天井板に文化6年(1809)の墨書があり、その頃に建物が再建されたと考えられる。再建には、安楽寺の西側に屋敷を構える、尾崎家七代当主の尾崎清右衛門が寄進したことも注目される。その後、文化14年(1817)に鐘楼、安政7年(1860)に山門がそれぞれ再建された。</p> <p>鳥取県内には浄土真宗寺院の遺構が少なく、その中で安楽寺本堂は、現在確認できる限りでは最古であり、各建物の建立年代が明らかなことから大変貴重である。</p> <p>安楽寺の特徴の一つに、大工棟梁の伊藤藤兵衛一派による独特の意匠性が挙げられ、本堂向拝の海老を模った海老虹梁は全国的にも珍しい。鐘楼、山門も本堂と類似の意匠が確認され、彫刻の質は大変高い。また雪対策として、本堂向拝の軒先を急勾配とするため垂木を強く湾曲させるといった、地域特有の環境に対応した高い大工技術が見られる。</p> <p>本堂、鐘楼、山門の3棟は建物の保存状態も良く、近世の当地域の浄土真宗寺院の建築と、独自の意匠を知る上で、極めて重要な遺構として、高く評価される。これら3棟に加え、境内には昭和5年(1930)建築の経蔵をはじめ、水屋、石垣及び北西塀もあわせて歴史的な伽藍景観が構成されており、当時の様子を知る上でも貴重な遺構である。</p>

< 指定理由 >

安楽寺は山号を青柳山と号する真宗大谷派の寺院で、鳥取県中部の東伯郡湯梨浜町大字宇野に位置する。もと「正来院」と号する天台宗の寺院で、集落背後に迫る丘陵の南麓に寺地を構えていたとされる。その後、承応2年(1653)頃に浄土真宗本願寺派に改宗し、寺号を「安楽寺」に改めたとされる。さらに、現在地に寺地を移したのは宝暦11年(1761)頃とされ、この時期に浄土真宗本願寺派から真宗大谷派へ転派している。現在の伽藍は宝暦11年以後に整備されたものと考えられる。そして、再建には、安楽寺の西側に屋敷を構える、尾崎家七代当主である尾崎清右衛門が注力したと伝えられる。

本堂は、文化2年の棟札写しと、天井板に文化6年の墨書があり、その頃に建物が再建されたと考えられる。この再建時には、安楽寺の西側に屋敷を構える、尾崎家七代当主である尾崎清右衛門が寄進したことも注目される。その後、文化14年に鐘楼が、安政7年に山門がそれぞれ再建される。鳥取県内には浄土真宗寺院の遺構が少なく、その中で安楽寺本堂は、現在確認できる限りでは最古である。また各建物の建立年代が明らかであることから、大変貴重である。

安楽寺の特徴の一つに、意匠性が挙げられる。中でも、本堂にみる向拝の海老虹梁は、海老を模っており、このような例は全国的にも殆ど確認されず、棟梁である伊藤藤兵衛独自の意匠とみることができる。また、本堂および山門には、一般的な形状とは異なる極めて特異な組物があり、世代が異なるものの、伊藤藤兵衛によるものであることから、流派の特徴と考えられる。鐘楼は本堂建立後、約8年後に建てられるが、棟梁は、本堂建立時に伊藤藤兵衛則宗の執事であった藤田文助である。棟梁が異なるため、本堂でみるような特異な組物や彫刻類はほとんどみられないものの、細部を見ると本堂と類似の意匠が確認され、彫刻の質は大変高い。このように、当寺でしか見ることのない独特の意匠が確認され、かつ彫刻の質が高い事は、高く評価される。

また、地域的特徴として向拝の垂木が強く湾曲していることがあげられる。これは、冬場の雪の影響を考えた上での計画であり、雪を軒先から下に落とすため、軒先の屋根勾配を急にすることにより、本屋と向拝の間に高低差が生じ、垂木を湾曲させることで解消している。垂木を湾曲させる例は、雪とともに雨仕舞とも関係しているため全国的にみられるが、これほど強く湾曲させる例は他にはなく、伊藤藤兵衛独自の技術であるとみることができる。このように地域的特徴と大工の流派性の両者が見られることは高く評価される。

以上より、これら3棟は建物の保存状態も良く、近世の当地域の浄土真宗寺院の建築と、独自の意匠を知る上で、極めて重要な遺構として、高く評価される。

これら3棟に加え、境内には昭和5年建築の経蔵をはじめ、水屋、石垣及び北西塀もあわせて歴史的な伽藍景観が構成されている。経蔵は昭和5年の再建であるが、明治以前にも伽藍を構成する要素の一つとして存在しており、当時の様子を知る上でも貴重な遺構である。



安楽寺本堂正面



本堂向拝海老虹梁

県内	県指定文化財	334 (1)	国指定文化財	124
	保護文化財	176(1)	国宝・重要文化財	57
	絵画	30	絵画	3
	古文書	22	古文書	0
	彫刻	47	彫刻	18
	工芸品	16	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	29	考古資料	12
	歴史資料	1	歴史資料	0
	建造物	26(1)	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	20	特別史跡・史跡	34
	名勝	13	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	58	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	8	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	45	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	13	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
			重要文化的景観	1
	県選択	3	国選択	9
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	3	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	9	

・ () 内の数字は今回新規指定数です。

青谷弥生人2体目復顔像の名前決定及び関連行事の実施について

令和6年8月21日
とっとり弥生の王国推進課

青谷上寺地遺跡から出土した人骨をもとに復元した2体目の復顔像の名前は、応募作品を審査した結果「青谷 来渡(あおや らいと)」と決定し、7月25日(木)に発表しましたので報告します。

また、あわせて、青谷かみじち史跡公園における夏休みイベントのメイン行事として「8月4日はYAYOINE(やよい〜ね)の日！」を開催するとともに、名前募集入賞者の表彰式を実施しました。

1 青谷弥生人2体目復顔像の名前募集の審査結果

(1) 最優秀賞

名 前	「青谷 来渡(あおや らいと)」
応募者	木下雅弘さん(広島県広島市)
名付けの理由	青谷に移り住んだ渡来人の子孫ということから名付けた。
選 評	遺跡や復顔像のモデルとなった人物の特徴をシンプルに表現できている。また、名前の響きが明るく、子どもらしさがある。



7月25日の記者会見で名前発表を行った

(2) 優秀賞(3点)

名 前	応募者
「青谷 湖次朗(あおや こじろう)」	小谷美咲さん(鳥取県琴浦町)
「上寺地 あおい(かみじち あおい)」	廣瀬里美さん(鳥取県鳥取市)
「時波 航(ときなみ わたる)」	檀上真理子さん(三重県)

2 名前募集の概要・審査の状況

(1) 目 的 … 青谷かみじち史跡公園の開園を機に公開した2体目復顔像の名前を募集し名付けを行い、「青谷上寺朗」同様、青谷弥生人に愛着を持っていただくとともに、青谷上寺地遺跡への理解と関心を深めていただく。

(2) 募集期間 … 令和6年4月27日(土)～6月30日(日)

(3) 応募件数 … 1, 239件 ※1体目(「青谷上寺朗」)の応募数は626件

3 「8月4日はYAYOINE(やよい〜ね)の日！」と名前募集入賞者の表彰式

(1) 主なイベント内容 … ・なりきり弥生人オリジナル弥生アイテム製作体験
・青谷弥生人2体目復顔像の名前募集入賞者への表彰式
・地元店舗等の出店による夕涼みイベント

(2) 参加者数 … 490人



勾玉づくりを行う参加者



名前募集入賞者への表彰式の様子



4 その他

鳥取県が全国の弥生時代史跡に呼びかけて令和4年度にスタートした「弥生の御朱印巡り」(現在35遺跡、39施設が参加。遺跡ごとに独自に「御朱印」を作成し、押印を楽しみながら全国の弥生遺跡を巡ってもらうネットワーク)について、参加する遺跡担当者が青谷かみじち史跡公園に集い、今後の連携等について意見交換を行った。

・開催日時 … 8月1日(木)午後1時30分

・参加遺跡 … 現地参加11遺跡
オンライン参加24遺跡



「とっとり日本遺産フォーラム・麒麟獅子舞フェスタ 2024」の開催について

令和6年8月21日
とっとり弥生の王国推進課

鳥取県では、令和4年度以降、広く県民へ県内の日本遺産の魅力を紹介することなどを目的とし、毎年1回「とっとり日本遺産フォーラム」を開催しています。

今年度は、「日本海の風が生んだ絶景と秘境～幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地『因幡・但馬』」の認定ストーリーを軸とした内容で、以下のとおり開催します。

なお、今回は、日本遺産の構成要素である麒麟獅子舞を楽しんでいただくイベント「麒麟獅子舞フェスタ 2024」と共同開催します。

- 1 日時等 令和6年8月25日(日) 10時～16時10分
※入場無料、事前申し込み不要
- 2 会場 岩美町中央公民館「いわみんホール」(岩美町浦富1038番地6)
- 3 主催 ・とっとり日本遺産ネットワーク会議(事務局：鳥取県)
・日本遺産・麒麟獅子舞フェスタ2024実行委員会(因幡麒麟獅子舞の会、鳥取商工会議所青年部、一般社団法人麒麟のまち観光局、キリノロジークラブ)

4 次第及び主な内容

- (1)開会挨拶(10時～)
 - (2)オープニングアクト-麒麟獅子舞大集合1-(10時15分～)
 - (3)麒麟獅子舞ステージ1(10時30分～)
 - (4)講演「日本遺産とその魅力」(11時30分～)
・講師…公益社団法人日本観光振興協会総合研究所顧問
丁野 朗 氏
 - (5)鳥取県内の日本遺産ストーリー紹介(11時50分～12時10分)
 - (6)パネルディスカッション「『麒麟が舞う大地』の魅力」(13時～)
- <出演者>
- ・コメンテーター
丁野 朗 氏(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所顧問)
 - ・コーディネーター
田村 正弘 氏(一般社団法人麒麟のまち観光局専務取締役)
 - ・パネリスト
朝野 泰昌 氏(日本遺産「麒麟のまち」推進協議会会長)
片村 文系 氏(いわみガイドクラブ)
前田 奈津希 氏(鳥取市企画推進部文化交流課)
- (7)麒麟獅子舞ステージ2(14時20分～)
 - (8)フィナーレ-麒麟獅子舞大集合2-(15時55分～)
 - (9)終了(16時10分)



※上記の行事と並行して、会場においてワークショップや物販も実施します(9時30分～16時)

5 「日本遺産」について

文化庁が、地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定しているもの。認定された地域は現在、全国で104地域(うち鳥取県内は4地域)。

6 県内の日本遺産

- (1)「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」
 - ・関係自治体…三朝町
 - ・認定年月等…平成27年4月24日認定。令和6年度継続審査中。
- (2)「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」
 - ・関係自治体…大山町、米子市、伯耆町、江府町
 - ・認定年月等…平成28年5月20日認定。令和7年度継続審査予定。
- (3)「日本海の風が生んだ絶景と秘境～幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地『因幡・但馬』」
 - ・関係自治体…鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町、新温泉町
 - ・認定年月等…令和元年5月20日認定。令和7年度継続審査予定。
- (4)「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」
 - ・関係自治体…全国15県の市町(県内では鳥取市のみ(関係地域は賀露・青谷))
 - ・認定年月等…平成29年4月28日認定。令和8年度継続審査予定。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

地域社会振興部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
文化政策課 〔 営繕課 〕	とりぎん文化会館中央熱源機器 改修工事	鳥取市 尚徳町	とりぎん文化会館中央熱源機器改修 工事西日本環境・サンユー技研特定 建設工事共同企業体	(当初契約額) 221,650,000円	令和5年7月13日 ～ 令和6年7月31日	(当初契約年月日) 令和5年7月12日	
				(第1回変更後契約額) 224,596,900円 (変更額) 〔 2,946,900円 〕	(工期変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和6年7月26日	